

大津市 業務管理体制の整備に関する事項の届出について

平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられ、全ての事業者は、法人単位で業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

なお、届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

1. 整備すべき業務管理体制

事業所等の数に応じ、下表のとおり異なります。

業務管理体制の 内容	業務管理体制の整備	業務執行状況の監査の定期的な実施	業務執行状況の監査の定期的な実施
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

＜事業所の数の数え方＞

- 事業所の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合は、指定を受けている事業所は2つとなります。
- 事業所の数は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとの事業で数え、条文ごとの事業それぞれについて届出を行うことが必要です。

例) (1)障害福祉サービス 18 事業所、(2)相談支援事業 2 事業所、(3)障害児通所支援事業 2 事業所を運営している事業者の場合

→全体としては 22 事業所だが、根拠条文ごとでカウント、届出を行うため、(1)～(3)それぞれ 20 未満の事業者として届出を行う。

2. 届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者
① 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日（注1）	
③ 上記に加え「法令遵守規程」の概要（注2）	事業所等の数が 20 以上 の事業者
④ 上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要（注3）	事業所等の数が 100 以上 の事業者

(注1)「法令遵守責任者」について

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。法務部門を設置していない事業者の場合は、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(注2)「法令遵守規程」について

業務が法令に適合することを確保するための規程です。法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

(注3)「業務執行の状況の監査」について

事業者が既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

3. 届出書の届出先

(根拠法令：障害者総合支援法第51条の2及び第51条の3 並びに児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2及び第24条の38)

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省（社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室）
② 全ての事業所等が津市内にのみ所在する事業者	大津市障害福祉課 〒520-8575 大津市御陵町3番1号
③ ①及び②以外の事業者	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

大津市へ届出が必要となるのは、大津市のみで指定を受けている事業者です。

例) 大津市と草津市で指定を受けている場合 → 滋賀県へ届出を行う。

3. 大津市への届出様式

全ての事業所等が大津市内に所在する事業者の様式です。

大津市以外に届け出る場合は、様式が異なりますので、届出先行政機関にご照会ください。

届出の内容		大津市様式
1. 業務管理体制の整備に関して届け出る場合（新規の届出）	障害者総合支援法に基づくもの	様式第1号
2. 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合（変更前及び変更後の行政機関の双方に届出が必要）	児童福祉法に基づくもの	様式第2号
届出事項に変更があった場合（変更届）	障害者総合支援法に基づくもの	様式第3号
	児童福祉法に基づくもの	様式第4号

<届出が必要な変更事項>

1. 法人の種別、名称（フリガナ）
2. 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
3. 代表者の氏名（フリガナ）、生年月日
4. 代表者の住所、職名
5. 事業所の名称、所在地
6. 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）、生年月日
7. 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
8. 業務執行の状況の監査の方法の概要

以下の場合に変更の届出の必要はありません。

- 事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合
- 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合